

平成 28 年 5 月 4 日
航空局安全部航空機安全課

航空機産業の貿易促進に向けた日 EU 相互承認協定の交渉開始を決定

日本政府及び EU は、5 月 3 日ブリュッセルで開催された日 EU 首脳会談において、航空安全に関する相互承認協定(BASA)の交渉開始を決定しました。同協定は、日欧双方の航空機産業の貿易促進や整備コストの軽減に繋がるもので、国土交通省は、今後締結に向けた正式協議を開始します。

- 航空機を運航するためには、運航者が所在する国(運航国)から耐空証明を取得する必要があり、かつ、当該航空機の整備は、運航国から認定された整備施設で実施する必要があります。
- BASA(航空安全に関する相互承認協定)は、航空機など航空製品の設計・製造国の航空当局が行った航空機等の検査や、整備施設が所在する国の航空当局が行った整備施設の認定検査を、運航国の航空当局が活用することで、重複した検査を減らすなど運航国の検査手続きが簡素化されるものです(別添参照)。
- BASA を締結することにより、日欧双方の事業者及び航空当局の負担が軽減されます。具体的な効果は、以下のとおりです。
 - ・MRJ など日本製航空製品の輸出促進及び欧州製航空製品の我が国への導入促進
 - ・日欧双方の航空機等の整備施設の活用促進と、これによる整備コストの軽減
- 国交省では、近く航空局と欧州委員会の間で正式協議を開始する予定です。

(参考)両国・地域の整備認定事業者数

	航空機	装備品	合計
日本国内の欧州航空安全庁認定取得事業者	1社	12社	12社※
EU域内の国交省航空局認定取得事業者	5社	5社	9社※

※重複を除く

<お問い合わせ先>

航空局 安全部 航空機安全課 航空機技術基準企画室

室長 堀越 (内線 : 50241) 課長補佐 藤巻 (内線 : 50248)

電話番号 : 03-5253-8111 (代表) 03-5253-8735 (直通)